

京都市海外クリエイティブ人材受入れに関する調査等業務 仕様書

1 業務委託名

京都市海外クリエイティブ人材受入れに関する調査等業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本市では、令和7年12月に「京都基本構想」を策定し、世界中の国や地域から突き抜けた人材が集まるように工夫と努力を重ねていくことを掲げるとともに、現在、同基本構想の具現化に向け改定を行っている中である新京都戦略においては、「世界中からクリエイティブ人材がつどい・交じる「テラス」のまちプロジェクト」において、都市の多様性・包摂性を高め、日本中・世界中から、アーティストやクリエイターのみならず、職人、料理人など京都の価値に共感する多彩なクリエイティブ人材を呼び込むことをリーディングプロジェクトとして定めている。

これを踏まえ、国内外及び本市におけるクリエイティブ人材の現状、課題等を把握し、今後の受入れを円滑かつ着実に進めることを目指して、本調査等業務を実施する。

3 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) 海外クリエイティブ人材受入れに関する調査等全般の企画・提案

- 上記の目的の効果的な達成に向け、(2)以降の業務全般について、全体構成や具体的な実施方法（インタビューやヒアリングの質問内容や方法など）の検討・提案を行い、効果的かつ円滑な調査の実施を図ること。

(2) 調査の実施

ア 国内外のクリエイティブ人材を取り巻く動向等の調査・整理

- 都市政策の研究者等によるクリエイティブ人材受入れの意義、世界のクリエイティブ人材の動向、日本の位置づけ等を調査・整理すること。
- 日本における海外クリエイティブ人材に係る制度（在留資格等）と国の取組、海外クリエイティブ人材に係る統計（全国、政令市比較）、全般的なニーズや課題（各種国内報告書）等を調査・整理すること。

イ 本市における海外クリエイティブ人材に係る情報収集・整理

- 本市における外国籍市民に係る各種統計データを活用し、国籍や在留資格など本市の海外クリエイティブ人材の推移や動向などについて分析し、整理すること。
- 京都市に定住する海外クリエイティブ人材、京都と関係性を有する海外クリエイティブ人材について委託者の統括の下で情報収集を行うとともに、活動分野等に基づいてグループ化するなどにより、全体像の明確化を図ること。

ウ 本市における海外クリエイティブ人材受入れに係る関連団体等の情報収集・整理

- 京都における海外クリエイティブ人材の受入れに関わる団体・企業等の情報収集や各団体等に対して行うヒアリングを、委託者の統括の下で実施するとともに、取組状況や受入意向、課題認識などを分析・整理すること。

エ 本市海外クリエイティブ人材の詳細分析・特に受入れに力を入れるべき層の明確化

- イにおいて設定したグループごとに、インタビュー調査（総数20～30名程度を想定。必要に応じて外国語対応）を行い、京都への定住・京都との関係性の経緯・理由や、京都での活動内容・京都にもたら

す価値、京都で感じる課題などについて全体及びグループ（属性等）ごとに調査・分析すること。また、京都に定住しなかった・関係を持たなかった海外クリエイティブ人材の選ばなかった理由についても把握し、比較分析を行うこと。

- 上記インタビュー調査やウで行った関連団体ヒアリングなどをベースに、重点化の考え方・観点を整理したうえで、京都が今後特に受入れに力を入れるべき層の明確化を図ること。

オ 本市の魅力・課題の分析と今後の取組方向性の整理

- エのインタビュー調査やウの関連団体ヒアリングなどをベースに、海外クリエイティブ人材の受入れを進めるに当たって京都が強化すべき魅力や、改善すべき課題を分析・整理すること。その際、例えば、海外クリエイティブ人材に係る住宅、医療、子弟の教育など、必要に応じて関連事業者等のヒアリングなどを行い、魅力や課題のより正確・詳細な把握に努めること。
- 強化すべき魅力、改善すべき課題を踏まえ、今後考えられる取組の方向性や推進方法などについて整理すること。その際、取組に関連した海外を含めた他都市事例を調査し、参考とすること。

(3) 定例的な打ち合わせ及び庁内タスクフォースへの参画

- 業務の進捗に合わせ、月に一回程度は打ち合わせの場を設定すること。また、庁内の関係課が参加する本調査事業に係るタスクフォース（年3～4回程度の開催を想定）に参加し、必要な情報収集を行うとともに、調査の進捗や結果などについて情報提供を行うこと。

(4) 調査報告書等の作成・提出

- (2) ア～オの調査・分析結果は、速報として令和8年8月末を目途として取りまとめ、京都市に提出すること。
- 調査報告書を1月中旬目途に完成・提出するとともに、報告書作成に当たって活用した統計データやインタビューなどの関係情報なども整理のうえ、令和9年2月末までに提出すること。

5 納入成果物

納品物（※1）	納期（※2）
調査報告書（速報版）	令和8年8月末
調査報告書（完成版）	令和9年1月中旬
調査報告書作成に当たり使用したデータ等 （業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料等）	令和9年2月末

※1 納品物の媒体（紙、データ）、データ形式等の詳細は、委託者と協議のうえ決定すること。

※2 納期は大体のものであり、別途指示する。また、状況により前後する可能性がある。

※3 なお、成果物の納品後、契約期間満了までの間に、委託者から成果物の微修正等の指示があった場合には適宜対応すること。

6 委託料の支払

本市は、上記「5 納入成果物」について検査を行い、検査に合格した最終成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

7 個人情報保護の徹底

受託者は、委託業務を遂行するに当たり、地方公務員法第34条の「守秘義務」規定及び「京都市個人情報保護条例」を理解し、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の不適切な使用、紛失、流出等が、信用失墜につながる重大な行為であると認識すること。

受託者は、その認識のもと、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）」に基

づく安全管理措置を理解し、個人情報の厳格な管理及び適切な運用のために必要な万全の体制を整備し維持するとともに、これに携わる者すべてに個人情報の保護を徹底すること。また、本業務の受託に伴い、本市より、個人情報取扱事務の委託等に関する安全管理措置に伴う対応を求められた場合には、受託者として、個人情報保護法第66条第2項第1号に規定する法令上の義務を理解し、誠意をもって対応すること。

(1) 保護すべき対象

個人の氏名、生年月日、性別、個人番号、住所、電話番号及び世帯構成等をはじめとする情報、個人や法人、行政庁の生活、活動に関するもののうち、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものを対象とする。

(2) 保護すべき情報の取扱い

受託者は、個人情報保護の必要性と、保護できなかった場合のリスク等を十分に認識し、個人情報保護を徹底すること。

本仕様書における個人情報に対する保護とは、保護して安全である状態に保つことをいい、よって、意図的、過失を問わず、受託者による個人情報の漏えいのほか、滅失、棄損、改ざん、盗難等があってはならない。

また、受託者は、個人情報を委託業務以外の目的で使用すること、不適切な事務処理等により特定の個人に対して有利に委託業務を遂行すること及び書類やデータについて本市の承諾なしに複写又は複製してはならないほか、第三者への秘密情報の漏えいにつながる事務処理や管理をすることがあってはならない。

なお、受託者は、本市の個人情報保護条例、高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規定及び情報セキュリティポリシー（京都市情報セキュリティ対策基準を含む。）を遵守することとする。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の遂行上知ることができた秘密を漏らすことがあってはならないほか、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても秘密を漏らしてはならない。

なお、受託者は委託業務開始に際し、委託業務に携わるすべての者の個人情報取扱いに係る秘密保護の徹底等を明記した自署と捺印がある誓約書を本市に提出しなければならない。

(4) 事故等が発生した場合の取扱い

受託者は、委託業務遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理等により、個人情報保護ができなかった又は保護できていない可能性が生じた場合、直ちに本市に報告し、必要に応じて本市の指示に従い対応するものとし、この場合に生じた費用は、すべて受託者が負担することとする。

また、受託者は、事実を明らかにした報告書を遅延なく本市に提出することとする。

8 留意事項

(1) 実施体制の確保

受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。

(2) 権利の帰属

本業務の実施により得られた成果物は、本市に帰属する。

(3) 本市との連携

業務の円滑な進行のため、本市の担当者との連絡を密にして業務にあたること。進捗管理のため月に1回程度対面（リモートも可）での打ち合わせの場を持つこととし、業務の進捗に遅延がある等があれば、直ちに本市に報告し、本市担当者と協議の上、指示に従うこと。

(4) 再委託等の禁止

受託者は本市の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(5) その他

本業務を履行するにあたり、本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と本市とで協議を行うこととする。